

(公財)日本水泳連盟所属競技者<アンチ・ドーピングガイド>

(この内容は 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで有効) Ver.1

(公財)日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

スポーツ界では「ドーピング」は禁止されています。「ドーピング」をしようとする悪意がなくても競技者としてきちんとした対応をしなかったために、ドーピング違反になってしまうことがあります。競技者には「厳格責任」と「証明責任」が求められます。

- ✓ 「厳格責任」…禁止物質が存在した場合は、競技者の過失の有無に関わらず、アンチ・ドーピング規則違反となること。つまり、口にするもの全てが自己責任であるということ。
- ✓ 「証明責任」…アンチ・ドーピング規則を守っていることを、競技者自身が証明すること。

アンチ・ドーピング規則違反を生じた場合は厳しい対応がなされ、スポーツ活動が一定期間(標準が 4 年)できなくなります。

この書類は、(公財)日本水泳連盟に所属する競技者を対象としたアンチ・ドーピングガイドです。日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象競技会に出場する競技者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロールの対象となることに同意したものと見なされます。また、**18 歳未満の競技者**では、TUE 事前申請が必要となる JADA 指定の「日本最高レベルの競技会(日本選手権、国民体育大会など)」へ出場の際にはドーピング検査一連に関する親権者からの同意書(署名)を、該当競技会に持参し携帯して下さい(同意書は JADA ホームページに掲載されています)。

禁止物質を含まないことを前提に、静脈内注入および/又は静脈注射(点滴)は 12 時間あたり計 100ml までの量は使用可能です。入院設備を有する医療機関での治療およびその受診過程(結果的に入院しなくても構わない)、外科手術、又は臨床検査のそれぞれの過程において正当に受ける場合は、それ以上の量の点滴が許可されますが、競技者のレベルにより**無床診療所(入院設備のないクリニックなど)での点滴は禁止物質を含んでいなくても遡及的(後出し)TUE 申請が必要**になります。同様に、競技会での体調不良の場合など救護室で点滴を開始した場合(その後、救急車で運ばれた場合でも)にも、遡及的 TUE 申請が必要になります。

喘息治療に関連して、薬品自体は使用可能な種類の吸入ベータ2作用薬でも、海外で処方された場合だと用法用量が多くなり禁止された量に該当してしまうことがあります(日本国内で処方、用法用量通りであれば問題なし)。また、吸入ベータ2作用薬のネブライザー(噴霧器)使用では、吸入効率が高いため定められた尿中閾値を超えてしまう可能性があります。競技者レベルによっては事前に TUE 申請が必要になりますので、ご注意下さい。

TUE に関しては、別紙<TUE ガイド>や JADA ホームページ内(アスリート&スポーツ団体の方へ)も参照して下さい。

<競技会検査について>

- ① 競技会とは競技者が参加予定競技会の前日の真夜中(午後 11 時 59 分)に開始され、当該競技会及び競技会に関する検体採取手続きの終了までの期間をいいます。
- ② **「国際競技会」**国際競技会のほぼ全てにおいて、原則として FINA Doping Control Rules(WADA Doping Control Rules に準ずる)に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われます。
- ③ **「国内競技会」**JADA 指定の「日本最高レベルの競技会(日本選手権、国民体育大会など)」を含めて国内の競技会では、日本アンチ・ドーピング規程(WADA Doping Control Rules に準ずる)に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われる可能性があります。
- ④ 全ての日本水泳連盟登録競技者が検査を受ける可能性があります。
- ⑤ ドーピング検査を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情(**飛行機や電車等への時間的都合があっても、検査を断ることは出来ません**)によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。
- ⑥ ドーピング検査の対象となった競技者は、競技後に検査員から通告を受けます。検査は尿や血液で行われますが、どの検査が行われるかは通告を受けるまでわかりません。

- ⑦ 18歳未満の競技者には基本的に成人の付添い(所属関係者、家族など)を1名同伴してください。
- ⑧ 競技者は不注意による禁止薬物使用から、競技支援要員の方々(コーチ、トレーナー、医師、家族など)は不注意による禁止薬物投与から、それぞれ「アンチ・ドーピング規程に対する違反」とならないように十分留意して下さい。
- ⑨ 市販の総合感冒薬には興奮薬(競技会検査に限る禁止物質)などの禁止物質が含まれていることがあります。店頭で薬剤師に禁止物質が入っていないことを確認するか、別紙<いつでも使える薬の例>に記載されているものを使用するようにして下さい。また、可能であれば病院を受診して禁止物質の含まれていない薬を処方してもらって下さい(別紙<担当医師へのお願い>をご持参ください)。
- ⑩ サプリメントは医薬品ではないため、表示された成分以外の禁止物質物が含まれていることがあります。「〇〇認定」と成分保証をうたっているサプリメントもありますが、100%保証されたサプリメントは世界中に1つもありません。近年は禁止物質に該当する「無承認物質(例:BPC-157)」が海外においてサプリメント等に含まれていることが確認されています。必要な栄養補給は食事から摂取することが基本です。リスクを冒してまでサプリメントを使用する必要があるかよく考えてください。
- ⑪ 特に、ドーピング検査の行われる可能性がある競技会に出場する競技者で、
 - a) 何らかの病気や怪我で病院・診療所などから継続して薬を使用または治療をしている競技者
 - b) 競技の直前(出場競技おおよそ7日前から当日)に病院・診療所などを受診する競技者(注1)は、
 - 1) 別紙<担当医師へのお願い>と共に、この書類一式を担当医師にお渡し下さい。
 - 2) 担当医師に診断名、使用薬品名、使用量、使用方法、医師の氏名と病院連絡先を確認し、控えを取っておいて下さい。

(注1) FINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている指定競技者は、FINA、WADA、JADA より常時、競技会外検査を受ける可能性があります(競技会期間中に競技会外検査を受けることもあります)。また、指定競技者ではなくとも(特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで)競技会外検査を受けることがあります。よって、競技の直前だけでなく一時的に病院・診療所などを受診する場合も常に、1)、2)のように対応して下さい。

<競技会外検査について>

- ① 競技会外検査は予告なしに検査員が競技者の自宅や宿泊場所、練習場所などに出向いて実施されます。
- ② <競技会検査について>の(注1)でも記載しましたが、競技会外検査は FINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている指定競技者が受けることが多い検査ですが、指定競技者ではなくとも特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで行われることがあります。指定競技者でなければ、競技会外検査を受けることは無いと誤解されている場合がありますのでご留意下さい。
- ③ 「居場所情報提出」は競技会外検査を実施するために必要な競技者のスケジュールや情報を、競技者が ADAMS で提出するものです。競技者が「いつ」「どこに」いるのか、3か月毎に情報を提供し、かつ5時～23時までの間で競技者本人が確実に検査を受けることが出来る60分/日の時間枠と場所を提示する必要があります。「競技会」や「宿泊先」、「定期的なトレーニング」についても検査員がたどり着ける様な正しい情報を登録する必要があります。
- ④ 居場所情報関連義務違反(居場所情報不備の警告が12か月間で累積3回)になるとドーピング違反になります)
 - a) 提出義務違反: 正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務を怠った場合。
 - b) 検査未了: 居場所情報提出において競技者本人が指定した60分の時間枠で、指定した場所に不在であった場合。
- ⑤ 居場所情報の変更は、通常は ADAMS で行って下さい。検査員が到着した後での更新は認められません。しかし、急病などの緊急の事態等では、事後報告でも公的に証明されれば検査未了が取り消される場合もあります。
- ⑥ また、指定した60分の時間枠でなくても検査が行われることは十分ありえますので、居場所情報は正確に提出しいつでも検査が受けられるように対応して下さい。指定した60分の時間枠以外は、指定の場所にいなくても構わないということではありません。
- ⑦ 2022年からは競技会外検査、特に60分時間枠外の検査数を飛躍的に増やすことが計画されています。
- ⑧ 検査そのものは競技会検査と同様に行われます。